

6月1日は人権擁護委員の日  
1人で悩まず、ご相談ください！



家庭のこと、学校・仕事での困り事など、誰にも言えない悩みを抱えていませんか？もしかすると、誰にとっても大切な「人権」が侵害されているかも。  
そんな皆さんの人権を守り、そして人権の重要性を広く伝える「人権擁護委員」を紹介します。

◀人権擁護委員と人権イメージキャラクター「人KEN あゆみちゃん」



▲人権教室の様子

人権擁護委員は、人権の大切さを多くの人に知ってもらうため、人権教室や街頭での啓発活動を行っています。自分自身を守るために知識は早いうちから身に付けておくことが重要です。そのため、保育園や小・中学校に訪問し、子どもたちへ人権の大切さを伝えています。  
子どもには絵本や紙芝居などを活用して、楽しく学んでもらえるよう工夫しています。また、学校のニーズに応えるため、学校側と話し合いながらそれぞれの課題に沿った内容を話しています。

### 人権擁護委員が企画します

さらに、「命の大切さ」を作文や植物などの身近なものから感じてもらえるように、全国中学生人権作文コンテストや花植え体験などの企画を練っています。少しでも人権について考える機会を設けることも重要な取り組みです。「こんな講演をしてほしい」「こんな企画をしてほしい」といった希望がありましたら、ぜひお声かけください。



▲人権に関する演劇を行うために企画しています。

## 自分らしく生きるために



人権擁護委員による相談は、電話や手紙、インターネット、LINE などから随時受け付けています。  
また、市が開催する「くらしの無料相談所」でも人権擁護委員が直接相談に応じます。お住いの地域にかかわらず、どの会場も予約不要で相談できますので、ぜひご利用ください。  
悩み事や不安を一人で抱え込まず、まずはご相談ください。  
皆さんが自分らしく生きるために、いつでも人権擁護委員が寄り添います。

■問合せ  
市民課 市民生活相談係 ☎ 77・8107



◀人権擁護委員についてはこちら



◀くらしの無料相談所についてはこちら

あなたのその“モヤモヤ”誰かに話してみませんか？

# 人権擁護委員

にお任せください

学校・職場などでのいじめ



出身地による差別



障がい者を理由とした差別



インターネットによる誹謗中傷



## 全て、人権問題です



人権とは、「人間が人間らしく生きる権利、全ての人が生まれながらにして持つ権利」を指します。私たちは、いつでもどこでも自由に物事を考え、表現することができません。  
しかし、現代社会では、いじめや虐待、差別、ハラメント、インターネット上の誹謗中傷などにより人権を侵害されて傷ついている人たちがいます。  
そんな中、人権が守られるように活動している「人権擁護委員」がいることを知っていますか。人権擁護委員とは、日々の生活の中で困っていることや抱えている悩みに寄り添い、一緒に解決へと導いてくれる相談パートナーです。委員の皆さんは、法務大臣から委嘱され、ボランティアとして活動しています。現在、燕市には、12人の人権擁護委員がお悩み相談の窓口をはじめとしたさまざまな活動を行っています。

思いやりの心  
あふれる社会へ

人権擁護委員に  
相談しよう



話すことで  
すっきりした！

解決までの道が  
見えた気がする

人権擁護委員は、誰にも言えない困り事やどこに相談したら良いかわからない問題を受け付ける「よろず相談所」です。電話やインターネットのほか、小・中学生には SOSミニレターでのやり取りを通して、安心して相談できる場を提供しています。  
相談内容は、家族や周囲の人に漏らすことはありません。どんな相談でも構いません。皆さんのお悩みに全力でサポートします。

## 人権相談

家庭内・近所でのトラブルや学校での問題、職場でのハラスメントなど、人権に関わる相談に応じています。内容を伺い、「どこに相談したらよいか」「どのような解決方法があるか」の提示までをお手伝いします。



### 相談してみよう

電話で相談

みんなの人権 110 番  
☎ 0570・003・110

インターネットで相談

相談フォームに必要事項を入力して送信。



SOSミニレターで相談

小・中学校などにて配布しています。



LINEで相談

友だち追加をすると相談できます。

